

引佐地区有害鳥獣捕獲等委託事業【R7 明許】 特記仕様書

本特記仕様書は、「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」を補足し、本事業における固有の技術的要求、特別な事項を定めたものである。

1 事業の目的

近年のニホンジカ（以下、シカという。）個体数の急激な増加に伴い、深刻化の一途をたどるシカによる森林被害対策は喫緊の課題であり、シカ被害に歯止めをかけるため、国として令和10年度までにシカ個体数の半減を目標に掲げ、国を挙げて問題解決に向けシカ被害対策に取り組むこととしている。

森林においては、シカによる造林木への食害や剥皮等の被害、植栽木が食害されることにより伐採後の更新が困難な森林が発生し、森林施業に支障をきたし、林業が成り立たなくなる。また、下層植生の消失により、土砂流出や崩壊が発生し国土保全上重大な問題となる。

このような中で、令和6年度末に公開されているニホンジカ生息密度図によれば、引佐地区においてシカ生育密度は高いことが明らかになっている。繁殖力旺盛なシカの捕獲等を行わなければ、さらなる生息密度の増加や分布の拡大が想定され、森林の多面的機能の発揮等の多大な影響が懸念されるため、本事業では、国として広域的にシカ捕獲等を実施することを目的としている。

2 捕獲対象鳥獣

シカ

3 事業区域

静岡県浜松市浜名区引佐町東久留女木

観音山国有林155ⅴ1林小班外 1592.65 ha（事業箇所位置図参照）

4 事業内容

本事業は、共通仕様書に定めるもののほか、(1)から(4)により実施するので、監督職員と事業開始時及び報告書作成時に打合せ等を行うこと。

(1) 計画準備

ア 事業計画書の作成

共通仕様書 1.10 の事業計画書（参考資料 1 様式 1～4）の作成は、事業全体の推進・調整を図るため、必要に応じて野生鳥獣被害対策に係る関係行政機関等と打合せ及び調整を行い、関係者の意見を踏まえながら作成すること。なお、事業計画書（参考資料 1 様式 2）の人件費明細書に記載の単価が、前年度の支給実績による実績単価による場合は、従事者の前月まで、または前年度の一年間の給与所得の総支給額を証明する書類（給与台帳、給与明細等）を添付すること。また、当該支給実績に時間外や食事手当等の現物支給費は含まないので注意すること。

また、現場作業に参加する者は、事業管理責任者、捕獲従事者又は作業従事者でなければならない。事業計画書の承認されるまで捕獲作業を実施することはできない。

イ 鳥獣の捕獲等に係る許可申請について

本事業を実施するための鳥獣の捕獲等に係る許可申請は、受託者が作成のうえ該当市町村長に

申請し、捕獲作業実施前までに許可を得ること。また、申請にかかる書類については、写しを監督員に提出すること。なお、申請する鳥獣はシカ・イノシシとすること。

(2) 捕獲方法

本事業による捕獲を以下に示す時期及び場所において実施すること。

ア 実施期間

契約締結の日の翌日から令和9年2月26日（金）のうち、監督職員との協議により決定した期間において、60日間の足くりわなによる捕獲作業を実施する（捕獲・見回り・給餌・検体・メンテナンス・埋設含む）。

イ 実施時間

原則として日の出から日の入りまでとすること。

ウ 実施箇所

事業区域において、事前に安全性を確認した林道沿い、シカ道等を選定するものとする。なお、具体的なわなの設置箇所については、別途委託者と協議して決定すること。

エ 捕獲方法

シカ道等シカが捕獲しやすい箇所に、足くりわなを40基設置すること。足くりわなの設置場所については、捕獲区域の状況はもとより、これまでの委託事業の捕獲実績データ、地元捕獲団体等の捕獲実績データ及び行政機関の情報等を勘案し天竜森林管理署と協議してそれぞれの設置数量を決めて設置すること。

止めさしについては、原則としては電気止め刺し機またはナイフによるものとする。（一部の区域において、特定猟具（銃）使用禁止区域があるため、留意すること）なお、安全上やむを得ず猟銃を使用する場合は監督職員と協議（猟銃の使用については、周辺環境によって使用を禁止する場合もある）のうえ、使用すること。なお、止め刺し方法については、その内容を様式仕3「捕獲個体記録表」の備考欄に記録しておくこと。

なお、他の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、わなの設置箇所については十分に精査し実施すること。また、原則として遊歩道付近には、わなを設置しないこと。

オ 捕獲実施体制

1日当たりの捕獲体制は、以下を基本として実施する。

(ア) 捕獲・見回り・給餌・検体・メンテナンス・回収埋設含む

（2名体制とし、車両は1台とする）

カ 林道等の移動距離

オに示す捕獲体制における1日当たりの車両による林道等の移動距離は、次のとおりとする。

見回り・回収車両 100.3km（林道等総移動距離）

キ 捕獲に係る整備

林道等の除雪作業など捕獲に係る整備は委託者と協議して行う。

(3) 捕獲作業の記録

ア 受託者は毎日の誘引・捕獲状況について共通仕様書 2.4.2 (1) に基づき、業務日誌（日報）（様式仕1～2）を毎日記入し、毎月の月末に監督員に提出すること。なお、業務日誌を作成する際、1日の中で従事した作業種（事前準備・見回り・事務作業など）がわかるように記入すること。

また、共通仕様書 2.4.2(3) に示す証拠物及びその写真についても併せて提出すること。

イ 業務日誌（日報含む）には、共通仕様書 2.4.2 (2) 捕獲個体の記録写真及び下記の写真撮影基準（※）に基づき、捕獲写真を撮影し添付すること。

- ウ 捕獲が成功しなかった日においては、実施状況を撮影した写真を添付すること。
- エ 監督職員から業務日誌（日報）の提出を求められた場合には速やかに提出すること。

※写真撮影基準

従事したことを証明する記録写真（見回り以外の現場作業を含む。）を作業前・作業中・作業後がわかるように毎日撮影すること。なお、写真撮影時には撮影した日時を記載した看板等を入れ、撮影すること。

なお、本事業に従事したことが証明することができない日については、減額の対象となるため留意すること。（天候不良等は除く）

また、本事業により捕獲したシカを用いて県、市町村等が行う事業による奨励金を受けてはならない。共通仕様書 2.4.2(3)に基づき、適切に対応すること。

(4) 捕獲目標頭数

60 頭。なお、目標頭数は目安を示すものであり、頭数を制限するものではない。

(5) 安全確保の体制

ア 猟具への標識設置

捕獲に使用する猟具に標識（住所及び氏名又は名称その他環境省令で定める事項）を装着し、捕獲作業を行うこと。

イ その他関係機関への説明等

捕獲の内容が決まり次第、県、関係市町、環境省等関係行政機関に対し説明を行い、必要な手続きを実施する。

ウ 腕章の着用等

従事者証を携行するとともに、所定の腕章を装着し実施する。

エ 当日の安全管理体制

当日の実施については、安全指導體制、実施体制、緊急連絡体制図等を作成し、事業従事者全員がそれぞれの役割を把握できるよう明文化し実施する。

なお、捕獲対象鳥獣に係る感染症やダニ等の危険性を熟知し、捕獲個体の処理作業時は、適した服装で行う。

オ 事業の中止

事業の全部又は一部の実行を一時中止する場合は、契約書第 14 条に基づくほか、天候不良等により事業の実施が困難と受託者が判断した場合は、監督職員と協議の上、その日の事業を中止することができるものとする。この場合、業務日誌（日報）に中止の理由、監督職員との協議内容等を記載しておくものとする。

(6) 捕獲個体の処理

ア 捕獲個体処理車両が回収した個体は検体作業（体長、年齢、雄雌別等）を行い、共通仕様書 2.4.2(5)捕獲個体記録票（様式仕 3）に記入すること。林内で処分する場合は所定の場所に埋設する。この場合の埋設箇所は委託者と協議のうえ決定する。

イ 埋設穴の規格は、縦 1.5m×横 10m×深さ 1m×2 箇所程度を基本とする。なお、埋設する箇所の現地状況によって、前述の規格の埋設穴を作設できない場合は、監督職員と協議の上、埋設穴の規格を変更することとする。

ウ 埋設穴設置に係る手続き及び掘削・埋め戻しについては、受託者が準備し施すこと。

エ 食肉の利用促進の観点から、自己負担により捕獲個体を食肉加工場へ持ち込むことを希望する場合は認めることとするが、関係法令等を遵守するなど適正な措置を講じて実施すると

ともに、委託者から食肉利用の実態等について問い合わせをした場合には情報を提供すること。なお、食肉加工場からの対価は受け取ってはならない。

オ 埋設場所に他の鳥獣が出没するため、埋設場所に掘り返し防止対策を受託者で施すこと。
カ 受託者が当該事業における捕獲個体のジビエ利用を計画する場合は、(様式仕4, 5)により整理し、委託事業実績報告書とともに提出すること。なお、共通仕様書 3.1.6 に基づき対価の授受は認めないものとするが、受託者が自費により加工施設等に運搬する場合に加工施設事業者等から運搬費用相当額を受け取る場合はこの限りではない。

(7) 錯誤捕獲時の連絡・処理対応

事前に関係行政機関と調整し、連絡体制を整えておくこととし、錯誤捕獲が生じた場合は、連絡体制に則って対応すること。

錯誤捕獲に係る連絡及び処理費用は(実際の捕獲頭数に関わらず)受託者で負担するものとする。

(8) 捕獲事業に伴う生息状況把握調査

事業実施箇所の動植物の生息種、シカの行動状況・生息頭数等を把握する。調査方法は、効果的な方法により調査を行うこと。なお、センサーカメラで撮影された野生鳥獣は(様式仕6)により整理すること。

(9) 報告書の作成

上記4(1)の事業計画書、(2)から(8)の捕獲・調査に係る一連の作業の実施結果、記録・写真、捕獲集計表(錯誤捕獲鳥獣を含む)、捕獲効率(CPUE)、撮影頻度指数(RAI)、考察等について報告書を作成すること。また監督職員と内容について打合せ等を行うこと。

5 成果物

(1) 提出物

紙媒体：報告書2部(A4サイズ、カラー)

電子媒体：報告書等の電子データを収納した電子媒体(CD-R または DVD-R) 2部

(2) 成果物に関する留意事項

成果物の作成に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)第6条第1項に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に適合した製品を使用すること。

6 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、天竜森林管理署に帰属するものとする。

(2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下、「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7 事業の履行期限

契約締結の日の翌日から令和9年2月26日（金）まで

8 その他注意事項

(1) 一般的事項

ア 受託者は、事業の進行状況を定期的に報告するほか、監督職員の求めに応じて報告するものとする。

イ 事業目的を達成するために、監督職員は、進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこれに従うものとする。

ウ 受託者は、本事業の実施にあたって、再委託を行う場合は、事前に監督職員と協議を行い、承認を得るものとする。

エ 受託者は、事業により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。

オ 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、受託者は監督職員と協議を行うものとする。

カ 委託者等がこれまで実施した生息状況把握調査等必要な調査の結果報告については、委託者より受託者に対して資料の貸与等を行う。

キ 受託者は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）、「森林法」（昭和26年法律第249号）、「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和26年法律第246号）、「国有林野管理規程」（昭和36年農林省訓令第25号）、「自然公園法」（昭和32年法律第161号）及びその他の関係法令（銃を使用する場合は「銃砲刀剣類所持等取締法」（昭和33年法律第6号）、「火薬類取締法」（昭和25年法律第149号）、「電波法」（昭和25年法律第131号）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第19条の4（生活環境の保全上支障が生じた場合の）措置命令を遵守すること。

(2) 委託事業における人件費の算定等の適正化について

受託者は、共通仕様書別紙「委託事業における人件費の精算等の適正化について」に基づき、委託事業に係る人件費を算出するとともに、人件費明細書を作成し、直接作業時間を確認することができる書類を整備しなければならない。なお、人件費明細書及び直接作業時間を確認することができる書類（参考資料1様式12, 13）については、検査の際に提示しなければならない。

(3) 支払対象

本事業では、捕獲目標頭数を定めるものの捕獲実績による支給ではなく、捕獲事業に要した費用について支給する。ただし、4(5)オにより事業の一時中止を行った日以外で、正当な理由なくして事業を行わなかった日については減額の対象とし、その日数に応じて双方協議の上、決定するものとする。

なお、捕獲個体を林外の焼却施設及び食肉加工場へ運搬する費用並びに焼却処分費用については、支給対象外とする。

(4) 支払対象額の算出

支払対象額は、契約金額を上限とした、直接事業費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費の合計に消費税をかけた金額とする（契約書第3条）。このうち、最終報告時に支出の証明が必要な経費は直接事業費に計上されている経費とし、共通仮設費・現場管理費・一般管理費の算出方法については、以下のとおりとする。

ア 共通仮設費：事業計画書で算出した直接事業費に対する割合で算出

イ 現場管理費：事業計画書で算出した純事業費（直接事業費と共通仮設費の合計）に対する割合で算出

ウ 一般管理費：事業計画書で算出した事業原価（純事業費と現場管理費の合計）に対する割合で算出

また、支払対象額の算出方法については、監督員と協議のうえ、変更できることとする。

(5) 他の事業との関連

捕獲及び処分については、他事業との重複はできない。（本事業で捕獲したシカを用いて国、県等が交付する捕獲交付金を受領してはならない。）

(6) 豚熱（CSF）対策

豚熱（CSF）の感染拡大防止のため、静岡県における豚熱（CSF）対策を熟知して適切な対策に努めること。

(7) 貸与品（足くくりわな・ワイヤーセット・センサーカメラ・センサーカメラボックス・ワイヤーロック）

天竜森林管理署から別紙に示すものを貸与する。貸与品が捕獲事業において損傷等して使用できなくなった場合は、予備の貸与品を使用すること。損傷した貸与品は分別して、（参考資料1様式15）「国からの支給材料（貸与品）等返納届」の備考欄にその数量を記載すること。また、使用できなくなった貸与品は、写真撮影を行い返納時に監督職員等の確認を得ること。

貸与品と同等の効果が見込める場合は、設置前に監督職員と協議の上、受託者の負担により貸与品に替えて使用して良いものとする。なお、代替品使用による損傷の補償はしない。

(8) 購入品（誘引資材・消臭剤・乾電池）

委託者が別紙に示すものを購入する。

貸与品・購入品 一覧

貸与 購入	品名	規格	数量	備考
貸与	足くりわな	空はじき知らず 同等品	40式	天竜森林管理署が貸与する左記の材料を使用すること。事業終了後は整備・洗浄・整頓を行い、特記仕様書8(7)に基づき天竜森林管理署に返納すること。
貸与	ワイヤーセット		40本	天竜森林管理署が貸与する左記の材料を使用すること。事業終了後は整備・洗浄・整頓を行い、特記仕様書8(7)に基づき天竜森林管理署に返納すること。
貸与	センサーカメラ	トレイルカメラ TREL20J (SDHCカード32GB含む)	10台 (20枚)	天竜森林管理署が貸与する左記の材料を使用すること。事業終了後は整備・拭浄・整頓を行い、特記仕様書8(7)に基づき天竜森林管理署に返納すること。
貸与	センサーカメラボックス		10台	天竜森林管理署が貸与する左記の材料を使用すること。事業終了後は整備・拭浄・整頓を行い、特記仕様書8(7)に基づき天竜森林管理署に返納すること。
貸与	ワイヤーロック		10本	天竜森林管理署が貸与する左記の材料を使用すること。事業終了後は整備・拭浄・整頓を行い、特記仕様書8(7)に基づき天竜森林管理署に返納すること。
購入	誘引資材	ハイキューブ30kg	8袋	受託者が購入し、監督職員の確認を受けること。事業終了後、余分な資材が生じた場合は監督職員に引き渡すこと。
購入	誘引資材	鉢塩20kg	10袋	受託者が購入し、監督職員の確認を受けること。事業終了後、余分な資材が生じた場合は監督職員に引き渡すこと。
購入	消臭剤	消石灰10kg	12袋	受託者が購入し、監督職員の確認を受けること。事業終了後、余分な資材が生じた場合は監督職員に引き渡すこと。
購入	乾電池	単3形	160本	受託者が購入し、監督職員の確認を受けること。事業終了後、余分な資材が生じた場合は監督職員に引き渡すこと。

「引佐地区有害鳥獣捕獲等委託事業【R7明許】」

誘引作業日報

実施日	令和 年 月 日 ()	天 候	記入者
誘引方法	従事者数 名		
誘引資材	1箇所当たりの資材量		
従事者名			

誘引状況

捕獲場所	誘引状況		付近の状況	備考
	前回設置分	今回設置分		
	1. (ほぼ) 全て無くなっていた 2. 半分程度無くなっていた 3. (ほぼ) 全て残っていた	1. 設置した 2. 設置しなかった	1. シカがいた 2. 痕跡あり (足跡、糞等) 3. 痕跡なし	
	1. (ほぼ) 全て無くなっていた 2. 半分程度無くなっていた 3. (ほぼ) 全て残っていた	1. 設置した 2. 設置しなかった	1. シカがいた 2. 痕跡あり (足跡、糞等) 3. 痕跡なし	
	1. (ほぼ) 全て無くなっていた 2. 半分程度無くなっていた 3. (ほぼ) 全て残っていた	1. 設置した 2. 設置しなかった	1. シカがいた 2. 痕跡あり (足跡、糞等) 3. 痕跡なし	

所見 (実施おける課題等)

「引佐地区有害鳥獣捕獲等委託事業【R7明許】」
捕獲作業日報

実施日	令和	年	月	日	()	天候	記入者
捕獲方法			捕獲頭数			頭	従事者数
従事者名（役割についても明記する）							

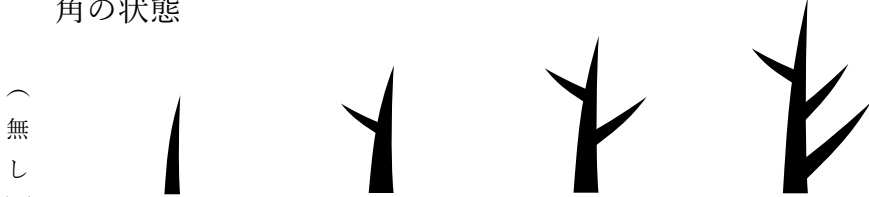
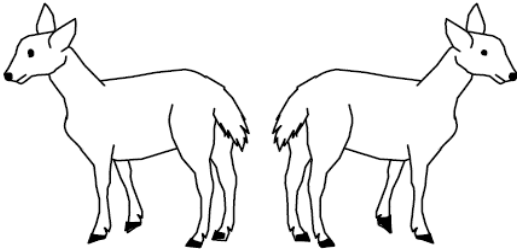
捕獲内容

捕獲場所	捕獲頭数		メッシュ番号	埋設場所	備考
	オス	メス			

所見（実施おける課題等）

「引佐地区有害鳥獣捕獲等委託事業【R7明許】」

捕獲個体記録票

捕獲年月日	令和 年 月 日 ()	
記入者氏名		
獣種名	シカ・イノシシ・クマ・ニホンカモシカ・その他 ()	
捕獲方法	くくりわな・銃・囲いわな・はこわな・その他 ()	
捕獲場所	()市・町・村 () ()国有林 ()林班 ()小班	
メッシュ番号		
性別	オス ・ メス	
オスの場合	角の状態 (無し) 	
メスの場合	妊娠の有無	あり ・ なし ・ 不明
	胎児の性別	オス ・ メス ・ 不明
	乳汁の分泌	あり ・ なし ・ 不明
成獣・幼獣別	成獣 ・ 幼獣	
体重	kg (実測 ・ 全重量)	
切歯・犬歯	全て永久歯 ・ 全て乳歯 ・ 永久歯 本 ・ 乳歯 本	
着弾位置		
処置概況	埋設 ・ 焼却 ・ 食肉加工 ・ その他 ()	
備考		

様式仕 4

「引佐地区有害鳥獣捕獲等委託事業【R7明許】」
ジビエ利用届

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

天竜森林管理署長 吉松 重記 殿

受託者

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け契約の「引佐地区有害鳥獣捕獲等委託事業【R7明許】」について、下記
のとおりジビエ利用するので届出ます。

記

1. 出荷先

2. 用 途

監督職員 経 由	令和 年 月 日
	氏名
記 事	

「引佐地区有害鳥獣捕獲等委託事業【R7明許】」

ジビエ利用記録票

記入者氏名	令和 年 月 日 ()
捕獲年月日	令和 年 月 日 ()
出荷年月日	令和 年 月 日 ()
捕獲場所	
出荷先	
用 途	
数 量	オス： 頭 メス： 頭 合計： 頭
備 考	

注) ジビエ利用した場合、出荷日毎に本票を整理すること。

